

第5回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和元年12月10日（火）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第3会議室

1 開会

事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は傍聴できることと、報道機関の頭撮りについて説明。

前回の検討会では、来年度に向けた課題を整理し、検討会報告書に記載する事項についてまとめていただきました。それに基づき「令和元年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書案」として作成したものを資料として提出させていただきました。本日はこれまでに詰めきれなかった事項や全体の内容について最終的に精査し、報告書としてまとめていただき、来年2月初旬までには報告書を市長に提出したいと考えています。

2 議題

(1) 令和元年度検討会報告書(案)について

報告書「1.はじめに」について

原案通り了承

報告書「2.運営検討会の活動」について

原案通り了承

報告書「3.条例・規則・ルール」■利用者に関する内容について

原案通り了承

報告書「3.条例・規則・ルール」■海の家に関する内容 海の家の営業時間について

[問] 来年度の営業時間がこの場で決まってしまうのか、来年の海水浴場事業者・利用者ルールで決めていくのではないのか。

[回答] 基本的には、今夏の海水浴場の状況を総括し、営業時間に問題があるかどうかを判断し報告書にまとめるもの、最終的にはルールの中で決定していく。

ただし、営業時間の変更を行うのであれば、条例・規則の改正が必要となります。

そのためには先ず報告書において、営業時間の変更を必要とする記載

があり、それに基づいて市長が判断し、改正するとなった場合は議会に提案し承認を得たうえで営業時間を変更するという手続きが必要となります。

したがって、条例・規則に定められているもの以外であれば3月から4月に行われる検討会において、ルールを定めていく中で変更することができますが、ルールの中で営業時間の変更を行うのであれば、検討会報告書に営業時間変更についての記述があることが前提となります。

⇒ 前回で議論した通り、営業時間の変更は行わない記載とする。その上で、振興策の意見として「営業時間を一部10時まで可とする」提案についても記載通りとすることとした。

報告書「3. 条例・規則・ルール」 ■海の家に関する内容 **海の家音楽・イベント**について

海岸組合より、現在結婚パーティーのみ使用が認められているマイクの使用について、各種パーティーにおける司会進行のためマイクを使用することを認めてほしい旨の提案があった。

[意見]・禁止事項等厳正なルールを定め自主管理ができることが条件。

・スピーカーの方向は現状で定められているものをそのままとするのであれば問題はない。

・組合の理事の店なら安心だが、新しい海の家等は問題を起こさないか心配。理事の仕事が増えるが大丈夫か。

・禁止事項等ルールについて組合で定め、事前に検討会に提案してもらえれば、ルールを作っていく中で決めていく。

座長より、この提案については、条例・規則の変更が必要かどうかの確認があり、禁止事項として例示された事項ではなく、市長の裁量で認められる範囲のものであって、ルールの中で決めていくことが可能な範囲(決裁行為)の提案と考える旨の回答があった。

⇒ 詳細について原案を組合で作って提案し、次の段階(ルールを作っていく過程)で決めていくこととなった。

⇒ 組合からは、海の家に向けたコミュニティーFMの放送について検討していることについても報告があり、アイデアとして振興策に盛り込んでいくこととなった。

報告書「3. 条例・規則・ルール」 ■海の家に関する内容 **チェックリスト・エラーカード**について

[意見] 前回の検討会で報告のあった、組合内部のルールに基づく処分

(営業停止)を行ったことについても、組合の自浄作用がしっかり働いている事例なので、ここに追記したほうが良い。

⇒ 検討会の中で出た報告なので、この項目に組合による海の家管理体制を追加し、処分の実績として追記することとした。

報告書「3. 条例・規則・ルール」■海の家に関する内容 海岸組合によるマネーアップ警備員のパトロールへの同行・街中パトロールについて

原案通り了承

報告書「4. 逗子海水浴場の振興策の提案」について

[意見] KPI の解説を入れたほうが良い。

⇒ KPI(主要業績評価指標)とする。

[意見] 「5年前に条例で規制をかけるとき、3年から5年様子を見てまた考えると理解している。」という意見にあるとおり、逗子海岸を、海水浴場をどうしていきたいのか本気で考え始める時期に来ている。誰のために、どうしていきたいのか、経済・子育て・文化等の観点からや、色々な世代にとって海岸がどういうものであるべきか、どのように活用していくべきかを考える時期に来ていると思う。

例えば、冬の逗子海岸に来た市民・観光客の多くは寒さの中それほど長い時間の滞在はしないでしょう、市民にとって逗子海岸が交流の場であるならば、海岸近くに立ち寄れる施設(例えばシビックプライドセンター)のような施設があって交流出来る空間があれば海を見ながらゆっくりとすごせ、コミュニティーの活性化も図れる。

年間を通した振興策を提案することまでは、この会で背負いきれるものではないが、ぜひ検討会で議論した夏の海水浴場をどうしていきたいか振興策を提案することをスタートに、市長が本気で逗子海岸の活用について考えるきっかけにしてほしい。

⇒ 振興策の中で具体的な話を意見として盛り込む

市民を交えたワークショップやまちづくりトークを開催して、市民が逗子海岸をどうしていきたいか意見を出し合える機会につなげることもできればと思う

報告書「5. その他」について

[問] 昨年度の報告書にも記載のあった、黒門駐車場で待っている車と信号待ちの車の区別がつかないことで渋滞が発生している。警備員の配置をお願いしたいとあったが、黒門駐車場へは何らかのお願いをしたのか。

[回答] 黒門駐車場へは海水浴シーズン初めの頃に伺い、検討会の中で満車時の待機車による渋滞の問題に対し警備員の配置をお願いする意見が出ていることを伝えました。ただ、現実的には警備会社へお願いする場合の予算の問題があるとの回答でした。

[意見] 台風による被害について、意見を記載するだけでなく、検討会として今後こういった対策が必要か提案すべきではないか。

⇒組合で作成する予定の災害対策マニュアルをもとに考えてはどうか。

⇒災害対策マニュアルは専門家(コンサルタント)を入れて今後作成していくこととなるため、報告書の完成とは前後する。

⇒記載変更なし

(2) その他

① 今後の進め方について事務局より説明。

報告書の内容についてはある程度固めていただきましたので、本日いただいた意見を盛り込んだ報告書を作成したうえで、1月中旬ぐらいまでにはメンバーの皆さんに書面でお送りいたします。

内容のチェックをしていただいたうえで、1月末ぐらいまでには完成版を作成、メンバーの皆さんにお送りし、2月の初旬には、座長より市長へ渡していただく予定です。

次回会議は3月の予定。

この報告書の内容を受けて、令和2年度の海水浴場のルールについての検討に入る予定です。

② 座長よりメンバーへのお願い

(1) メンバーの皆さんが、それぞれの団体の会合等に出席した際、参加した市民の皆さんに逗子海水浴場の振興とは、理想の姿はどういうものなのか意見を聞いてきていただき、各メンバーにまとめてきていただきたい。

(2) メンバーの皆さんに逗子海岸のキャッチフレーズを考えていただきたい。

例 太陽が生まれたハーフマイルビーチや今年のポスターのキャッチフレーズ等

次回の検討会で発表していただきたいのでよろしくお願いします。